



写真2-13 焼畑に植えつけられたタロイモ
出所)ソロモン諸島ガトカエ島ビチェ村、2006年筆者撮影。



写真2-14 焼畑に植えつけられたトゲドコロ
出所)ソロモン諸島ガトカエ島ビチェ村、2001年筆者撮影。

2.2.5. カナリウムナッツ

ソロモンカナリウムとカナリアノキというカナリウムナッツ(写真 2-15)は、胚乳が生食されるのみでなく、石蒸して保存食にもなる重要な食用資源である⁴⁴。

ソロモンカナリウムのナッツは、生での食用が好まれ、カナリアノキのナッツは、トロロアオイと一緒に細かく搗り潰したもの(chenicheni)を和え物に用いたり(写真 2-16)、タロイモのプディングなどに添えて食用とされた。さらに、贈物としての価値も高く、村を離れた者にとって、懐かしい故郷の味として喜ばれた。

そのため、ナッツ林は村人らによって、大事に管理されており、自由な伐採が制限されてきた。ソロモンカナリウムは7月から8月、カナリアノキは9月から11月にかけて、ナッツ採集が行われている。

カナリウムナッツの幼木を見つけた村人は、幼木の両脇に目印の細い柱を立て、周囲の草を刈るなどして生育環境を整える(写真 2-17)。幼木のみでなく、新たに成木を見つけた村人は、ココヤシの葉などを幹に巻きつけて目印にし、chakei する者がいることを明らかにする。これらの目印を作った村人は、その木の優先利用権を持つことができる。

M 集団以外の村人であっても、ビチェ村の居住者であれば、カナリウムナッツを植えたり、発見したカナリウムナッツの優先利用権を持つことができ、子どもなどに相続させていくことができた。

とくに、焼畑用地の周辺に自生(totarendi)するカナリウムナッツの幼木は、村人の目に付きやすい。そのため焼畑があるタンバカの周辺には、多くの buruburuani が形成されていた(図 2-6)。自生木が利用されるのみでなく、焼畑用地周辺にカナリウムナッツが移植され、村人らに chakei されることもあった。

⁴⁴ 石蒸したカナリウムナッツは、ネズミに食べられないように、空きビンなどに入れば3年ほど保存が可能である。

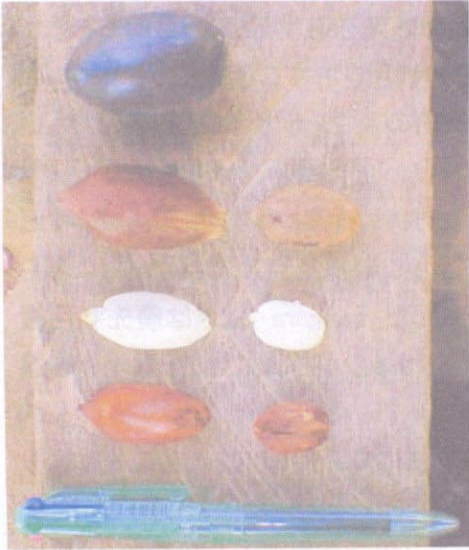


写真2-15 左:上からカナリアノキの果皮、殻、胚乳、薄皮
右:上からソロモンカナリウムの殻、胚乳、薄皮
胚乳が食用とされる。
出所)ソロモン諸島ガトカエ島ビチェ村、2002年筆者撮影。



写真2-16 サツマイモにカナリウムナッツとトロロアオイの
和え物をそえたもの
出所)ソロモン諸島ガトカエ島ビチェ村、2002年筆者撮影。



写真2-17 中央奥:カナリアノキの成木
手前:幼木3本
出所)ソロモン諸島ガトカエ島ビチェ村、2002年筆者撮影。

カナリウムナッツの優先利用権は、個人に属するものの、他の村人も優先利用権を持つ村人に許しを請い、許可を得ることで採集することができた。

ビチェ村の人々が1950年代以前から chakei してきたカナリウムナッツは、chakei され始めた詳細な時期が明確ではなかったものを含め、把握できたもののみでソロモンカナリウムが200本以上、カナリアノキが300本以上あった。

カナリウムナッツを chakei している村人は、ナッツ採集の許可を求める村人を快く受け入れ、

他の村人に利用を促すことさえあった。これは、他の村人の嫉妬を避けるという目的もあるが、むしろカナリウムナッツを管理する者として、気前よく他者の利用を許すことが求められていた、と捉える方が正確である。また、優先利用権保有者は、気前の良さを示せることを喜んでもいたのである。

カナリウムナッツの採集(chero)、殻割り(picha、写真 2-18)、石蒸し作業(motumotu)などは、主に村全体の共同労働で行われていた。カナリウムナッツの採集時期には、他村に暮らすビチェ村の出身者らも帰村し、共同での採集作業に参加した。bangara もしくは優先利用権保有者は、各 buruburuani の落果状況を調べて、より多くのナッツが採集できそうな場所を選び、村人全体に声を掛けて共同で採集を行っていた。

村人は、各自でココヤシの小葉を編んで箆(chubi)を作り、採集したナッツを詰めて村に戻り、みなで集まって殻(核)割り作業を行っていた。ナッツ割りは、2001年時においても長い時間がかかる作業のひとつであった⁴⁵(表 2-3)。

自らが採集してきたナッツの殻割りが終わった村人、ナッツ採集に行かなかった村人は、他の村人の殻割りを手伝った⁴⁶。ナッツの石蒸し作業も共同で行われた。石蒸しされたナッツは、採集してきた村人のものとなり、村人は自家消費したほか、他村の親族などへの贈物としても重用していた。



写真2-18 石でソロモンカナリウムの殻を割る村人
出所)ソロモン諸島ガトカエ島ビチェ村、2002年筆者撮影。

⁴⁵ 2001年のソロモンカナリウムのナッツ(殻付き)収穫量は、20世帯平均で155.6kg、カナリアノキのナッツ(殻付き)収穫量は、同じく20世帯平均で137.4kgであった。

⁴⁶ うまく殻を割るためのコツの習得が必要であるものの、強い力のいないナッツ割り作業は、焼畑のように伐開、移動、運搬などに大きな労力が必要な作業に参加できなくなった老人にとって、村の相互扶助活動に参加していく良い機会でもあった。ナッツ割り作業や屋根・壁材になるサゴヤシの葉編みなどの作業についても、老人にとって活躍する場となっており、他の村人からも頼りにされていた。

表2-3 2001年時のソロモンカナリウムおよびカナリアノキのナッツ採集状況

樹種(和名)	マロヴォ語名	学名	採集時期	年間落果量 (kg/本)	ナッツ割り量 (g/人・時間)	必要なナッツ割り作業時間 (年間落果量/核割り量)	年間胚乳採取量(kg/本)
ソロモンカナリウム	maria	<i>Canarium salomonense</i>	7-8月	48-240	1680	28.5-143時間	12-60
カナリアノキ	goete	<i>Canarium indicum</i>	9-11月	150-350	2904	52-121時間	25-58

出所) 聞き取り調査および2世帯のナッツ採集量計測調査、2人に対するナッツ割り作業時間計測調査より作成した。

注) 年間落果量および必要なナッツ割り作業時間、年間胚乳採取量については、各樹種の1本当たりの量および時間を記した。

年間落果量は、ナッツ採集用の袋に入れられた殻(核)付きナッツの計量と、何袋分が落果するかという村人の認識から推測した。

多くのナッツが必要な村人は、自らが優先利用権を持つカナリウムナッツもしくは他者の木での採集を繰り返した。他の村人は、殻割り作業をしている村人を見つけると、しばらく殻割りの手伝いを行った。殻割りの手伝いは、picha toka と呼ばれ、カナリウムナッツの採集時期に村のあちこちで見られる相互扶助活動であった。

カナリウムナッツの採集に際して、金銭のやり取りや雇用労働などは全く行われていなかった⁴⁷。

2001年時においても、3月にはカナリウムナッツに関する作業がほとんど見られなかったものの(図2-7、図2-8)、カナリウムナッツの落果時期である9月の村人らは、男女ともにカナリウムナッツに関する作業に生活時間の12-17%を割いていた(図2-9、図2-10)。市場活動や家事、食事などの時間を削りつつ、カナリウムナッツに関する作業を進めていたのである。

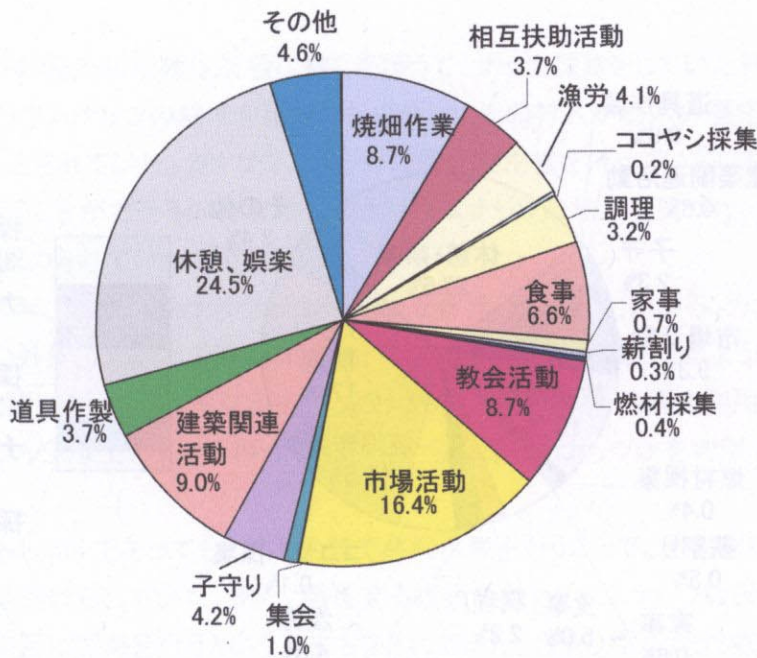


図2-7 2001年3月におけるビチェ村居住男性の1日の活動別時間割合

出所) 8世帯8人の成人男性を対象とする1週間の世帯巡回調査により作成した。

注) 調査時間は6時半から19時半までの13時間であり、睡眠時間は含まない。

⁴⁷ 2001年時には、一部の村人が他村在住者から雇用されてカナリウムナッツの採集作業を行っていた事例があった。

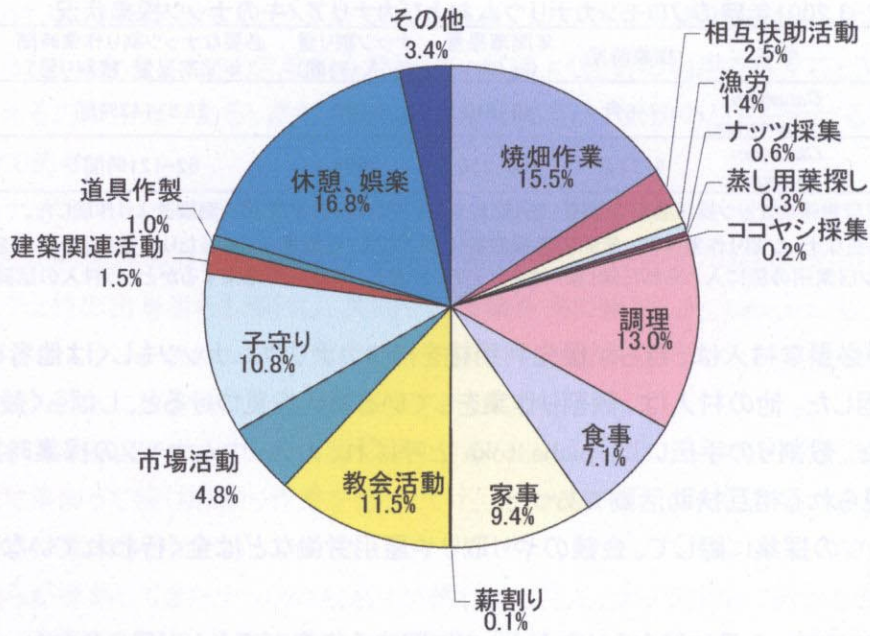


図2-8 2001年3月におけるビチエ村居住女性の1日の活動別時間割合
 出所)9世帯10人の成人女性を対象とする1週間の世帯巡回調査により作成した。
 注)調査時間は6時半から19時半までの13時間であり、睡眠時間は含まない。

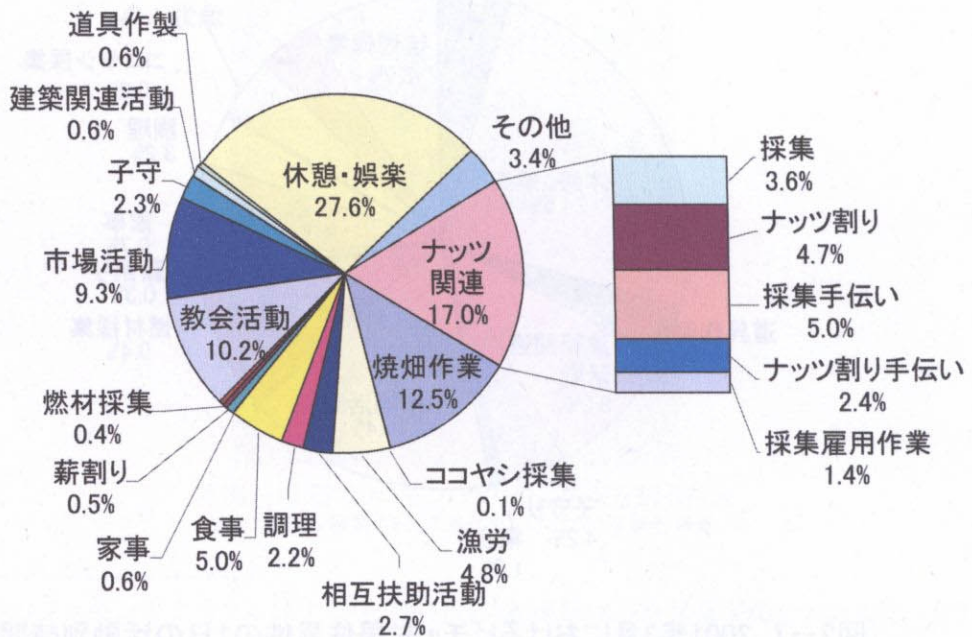


図2-9 2001年9月におけるビチエ村居住男性の1日の活動別時間割合
 出所)8世帯8人の成人男性を対象とする1週間の世帯巡回調査により作成した。
 注)調査時間は6時半から19時半までの13時間であり、睡眠時間は含まない。

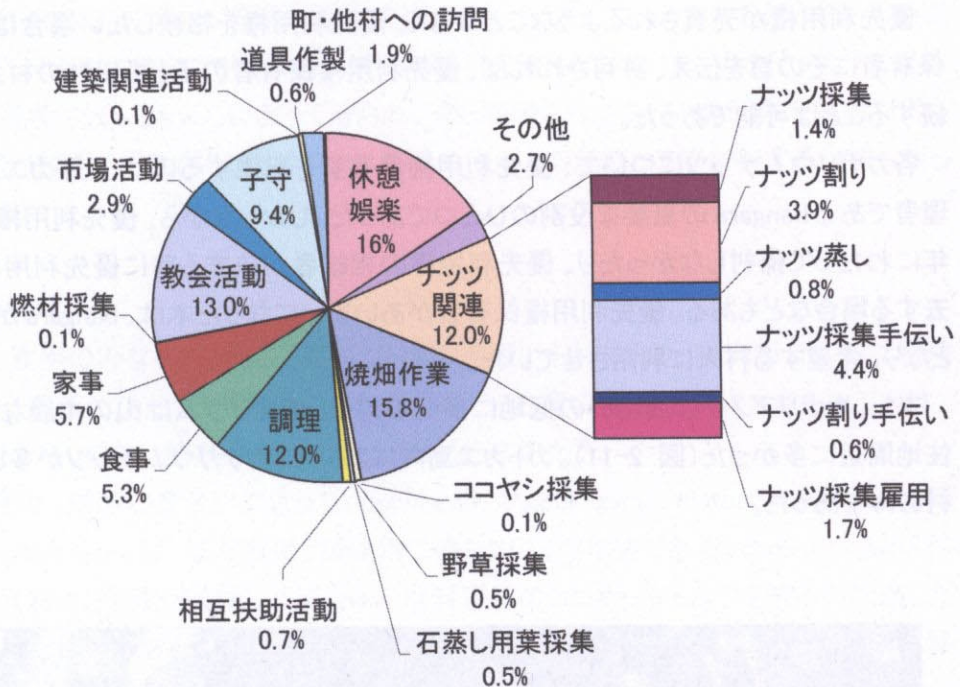


図2-10 2001年9月におけるビチエ村居住女性の1日の活動別時間割合(出所)8世帯9人の成人女性を対象とする1週間の世帯巡回調査により作成した。
注)調査時間は6時半から19時半までの13時間であり、睡眠時間は含まない。

カナリウムナッツの優先利用権保有者に許しを請うて、ナッツ採集をしていた村人が、採集の際に新たなカナリウムナッツの幼木を見つけた場合は、その村人が幼木の優先利用権を獲得することが *noro* とされていた。カナリウムナッツの優先利用権を持っていない村人であっても、ナッツ採集を行うことができるのみでなく、カナリウムナッツの幼木を見つけ、その優先利用権を得る機会も認められていたのである。

カナリアノキは3年、ソロモンカナリウムは発芽後6年ほどで結実し始める。カナリウムナッツは、落果後、厚い外果皮が腐って軟らかくなり、核のみを容易に採集できるようになるまで、数日から数週間放置しなければならなかった。そのため、*buruburuani* に優先利用権保有者の異なるカナリウムナッツが生えている場合、誰の木から落果したナッツかを判別することは困難である。

そのような *buruburuani* であっても、村人全体で共同採集を行うことで、優先利用権をめぐる軋轢が生じることは避けられていた。また、隣接する複数のカナリウムナッツの優先利用権保有者らが、毎年、交互に採集を行うという工夫もなされていた。カナリウムナッツの採集における公平性の維持に配慮した慣習が形成されていたといえよう。

カナリウムナッツの優先利用権は、優先利用権保有者の子どもなどに相続されている。1915年以前に死去したことがわかっている村人から、カナリウムナッツを相続して、利用し続けている村人もおり、カナリウムナッツに対する優先利用権は、キリスト教徒化以前から形成されていたと考えられる。

優先利用権が売買されるようなことはなく、優先利用権を相続したい場合は、優先利用権保有者にその旨を伝え、許可されれば、優先利用権保有者の子ども以外の村人であっても相続することは可能であった。

各カナリウムナッツについて、優先利用権保有者を記憶するのは、ガトカエ島の資源の管理者である bangara の重要な役割のひとつであった。しかしながら、優先利用権を持つ者が長年にわたって帰村しなかったり、優先利用権の相続者が決まる前に優先利用権保有者が死去する場合などもある。優先利用権保有者があいまいになった木は、bangara が chakei する者となり、希望する村人に利用させていた。

また、カナリアノキは海沿いの低地に多く、ソロモンカナリウムは山の中腹など、とくに旧居住地周辺に多かった(図 2-11)。ガトカエ島内において、カナリウムナッツが多いのは、ビチエ村のみであった。

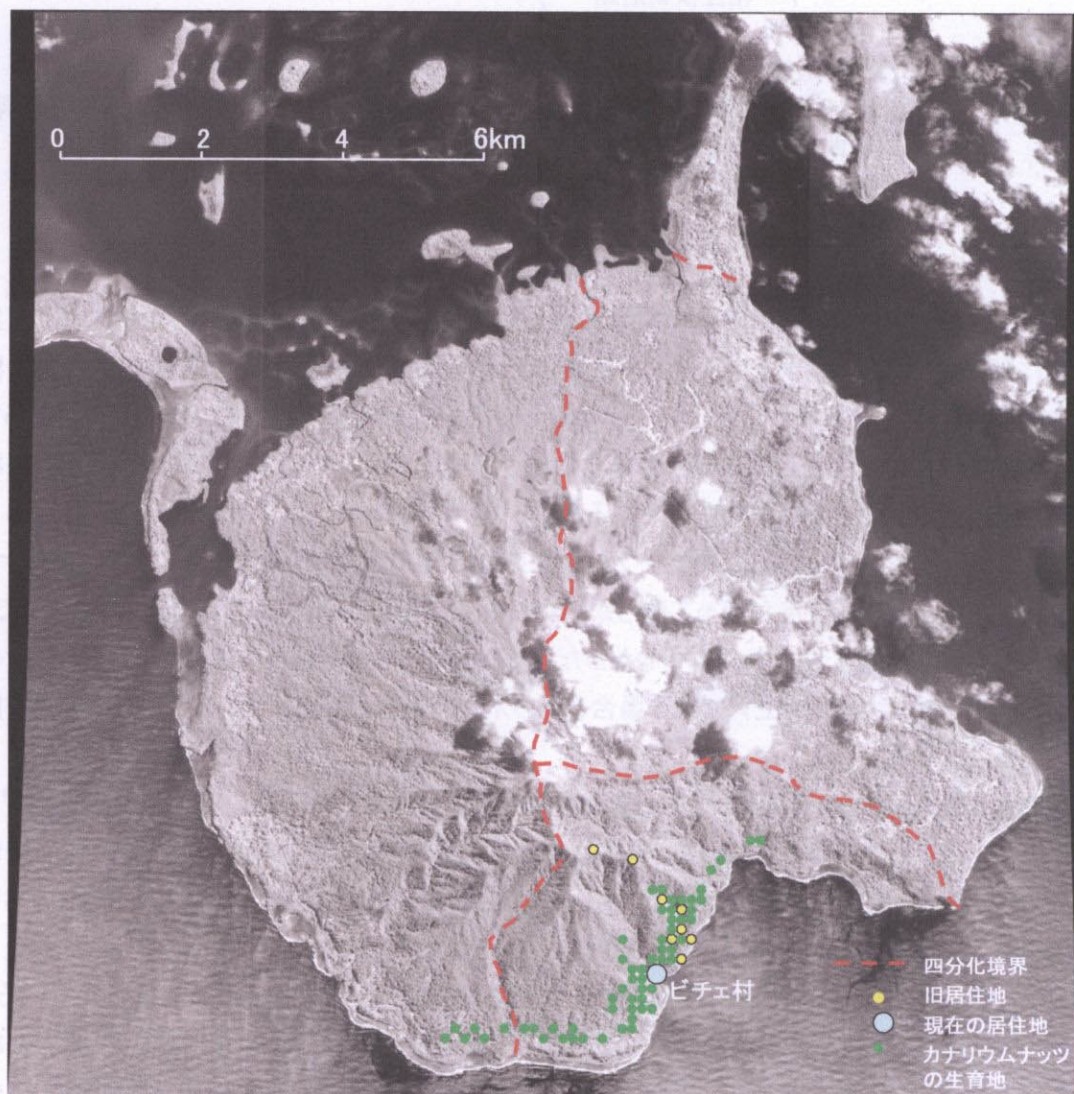


図2-11 ガトカエ島のカナリウムナッツ生育地
出所)EROS-A1衛星画像を用いた聞き取りおよび実測調査より作成した。

他村に暮らす M 集団成員は、優先利用権の認められたカナリウムナッツを持っているかどうかに関わらず、ナッツ採集を目的とする一時的な帰村を繰り返していた。カナリウムナッツは、優先利用権保有者や bangara らによって守られ、また管理されつつ、M 集団内で共同利用される貴重な資源であり、ビチェ村と他村の M 集団の人々との結びつきを維持する役割も担っていたのである。

2.2.6. ココヤシ

ココヤシは、食用のみならず、燃材、建材、薬用にも用いられており、村人が日常的に利用してきた重要な資源のひとつであった。また、ココヤシの実の胚乳を乾燥させたコブラは、1900 年代前後からソロモン諸島の人々の収入源となっていた⁴⁸。

ココヤシの実は、成熟の度合いによって、bonubonu、chopul、game、matua、nika、reho と呼び名が変わる。bonubonu は、まだ食用、調理用に適さない小さな実である。chopul や game は、ゼリー状の胚乳および胚乳液がおいしく、nika は料理用のココナッツミルクを絞るのに適した胚乳が形成された状態である。reho は、胚乳液がなくスポンジ状の吸器が形成されており、移動時の空腹を満たす際によく食用とされる。

19 世紀末のビチェ村では、すでに居住域やスサカ(Susaka)、ココブシ(Kokobusi)、ヴォリヴォリ(Volivoli)周辺のココヤシ林の優先利用権保有者が決まっていた(図 2-12)。これらは、ジュノとモナカが優先利用権を持っていたココヤシ林であり、ジュノおよびモナカの子孫らが優先利用権を相続していた。

しかしながら、その他のココヤシ林については、19 世紀末の植民地化以降、コブラが収入源となるにつれて、ココヤシの植林が進められ、植林した村人が各ココヤシ林の優先利用権保有者となってきた。そして、ビチェ村の東端であるチュビウルから西端のイシューまでの岩場を除くすべての浜辺にはココヤシ林が形成され、優先利用権保有者が決められていた(図 2-12)。

1952 年には、ビチェ村の居住域が津波(bubusolo)に襲われ、カヌーが波にさらわれたのみでなく、ココヤシ林にも大きな被害が生じたが、優先利用権保有者らはすぐにココヤシを植えなおしていた。

ビチェ村に居住する村人は、M 集団でなくてもココヤシを植えて、その優先利用権を保有することが可能であり、津波後に移住してきた roroto が、ココヤシを植えて優先利用権保有者となった事例もあった。

ビチェ村の浜辺を覆うココヤシは、飲食もしくは薬用などの自家消費目的であれば、村人、他村者を問わず、自由に採取することが認められていた。優先利用権保有者以外の利用が制限されるのは、ココヤシの実を販売用に採取したり、ココヤシの樹木を伐倒することのみであった。また、優先利用権保有者についても、ココヤシ林のある土地の処分権は認められていなかった。

⁴⁸ コブラは、石鹸やマーガリン、食用油などの原料とされる。

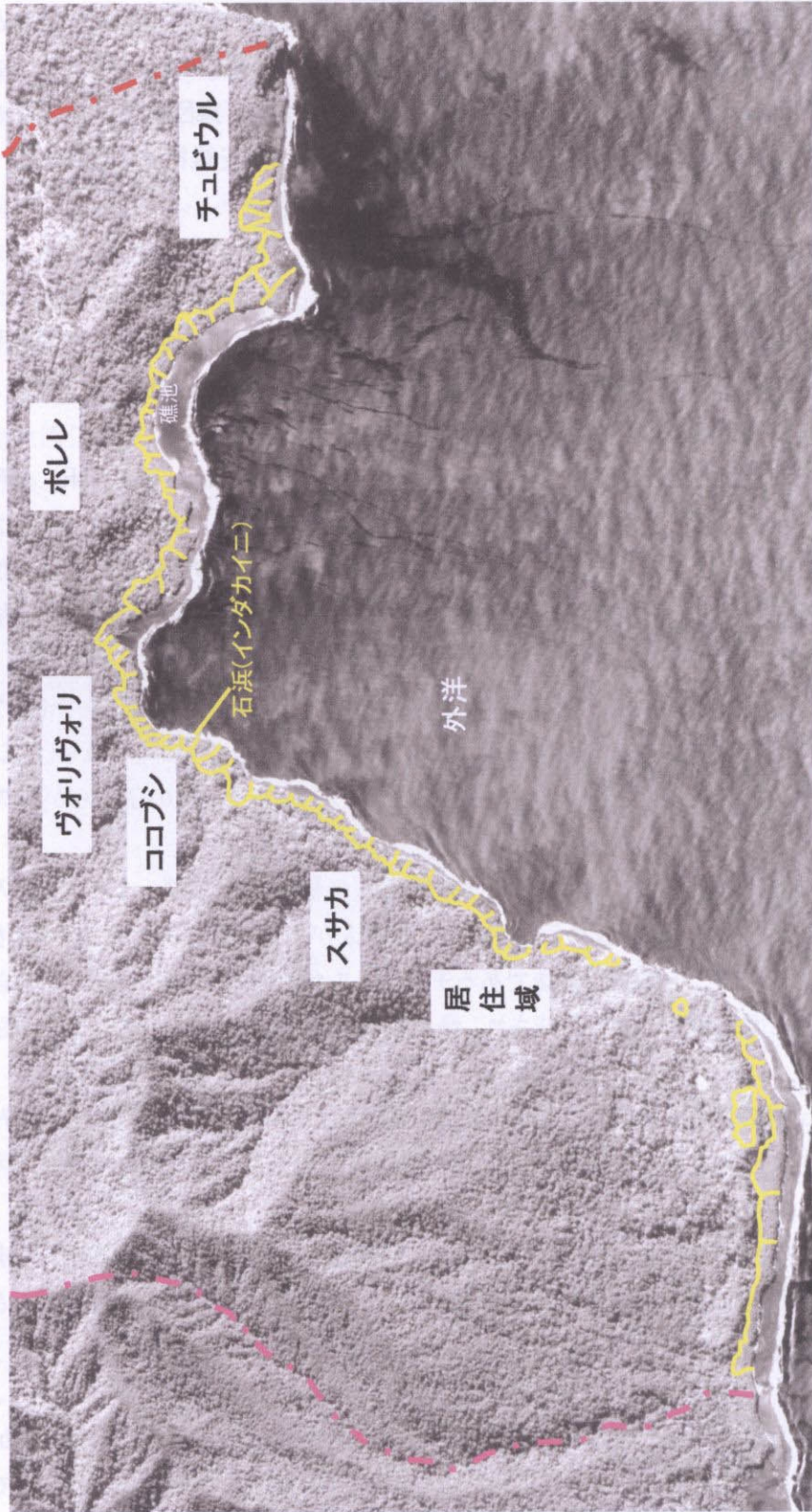


図2-12 2005年時のビチエ村内の優先利用権が認められたココヤシ林とその境界
 出所)聞き取りおよびEROS-A1衛星画像を用いた測量調査より作成した。
 注)各ココヤシ林の大きさおよび境界はあいまいであり、おおまかに示した。
 ココヤシを植えるのが困難な岩場を除き、ほぼ全てのほとんどの海岸線がココヤシ林となっている。

0 250 500m
 ココヤシ林境界
 サゲオナ村との境界
 ペアヴァア村との境界

ビチェ村では、ココヤシ林の優先利用権保有者のみでなく、その他の村人たちもコプラの販売を行っていた。ビチェ村には、1950年代までに62箇所のココヤシ林が形成されており、このうち9箇所を歴代の bangara が相続しており、2001年時にはハローニが優先利用権を保有し、管理していた(表 2-4)。

これら9箇所のココヤシ林は、M 集団が共同利用するココヤシ林(以下、共用ココヤシ林)として、bangara による管理が行われていた。ココヤシ林の優先利用権を持っていない村人は、bangara の許しを得て、共用ココヤシ林でココヤシの実の収穫を行い、加工して販売することが認められていた。

また、ココヤシ林の優先利用権を保有している村人から許しを得れば、その他の村人も販売用に無償で収穫することができた。

表2-4 1950年代以前から優先利用権があったココヤシ林

優先利用権保有者	居住地	保有箇所数
ハローニ	ビチェ村	9(共有)
ペンピオ	ビチェ村	7
ジョイスミナ	ビチェ村	5
ハローニ	ビチェ村	2
ロソニ	ビチェ村	2
ジョヘンソン	ビチェ村	2
セシリア	ビチェ村	1
エスリーン	ビチェ村	1
ハドソン	ビチェ村	1
ラオサ	ビチェ村	1
ダシ	ペアヴァ村	1
チャレ	ペアヴァ村	1
メレオン	ペアヴァ村	1
ティモテ	ペアヴァ村	1
ブライキ	ペアヴァ村	1
ジェフリー	ペアヴァ村	1
フランゲ	ペアヴァ村	1
ピューリ	ソンビロ村	2
ピコ	ソンビロ村	2
ルサ	ソンビロ村	2
ドニ	カヴォラワタ村	1
エディマネ	サゲオナ村	1
ジョンセン	ビリ村	1
テコポ	テングモ島	3
エモン	ティンゲ島	4
ラウリーン	コロバンガラ島	1
アイゼック	ホニアラ	2
ベスタ	ホニアラ	2
ローズマリー	ホニアラ	1
サイリーン	ホニアラ	1
アガシ	ホニアラ	1
計		62

出所)聞き取り調査より作成した。

注)優先利用権保有者およびその居住地は2001年時のものである。

テングモ島、ティンゲ島は、マロヴォ・ラグーン内にある小島である。

コロバンガラ島は、ニュージョージア島の西にある島である。

ココヤシから割り抜かれた胚乳は、天日乾燥もしくは薫煙乾燥された後で、販売された。しかしながら、1950年代までのビチェ村において、コプラはあくまでも収入源のひとつに過ぎず、村人は主収入源とは認識していなかった。年に数回、ギゾからの仲買人が来るのに合わせ、コプラ販売を行う程度であった。

ココヤシの実の収穫、運搬、胚乳の割り抜き、乾燥などの作業は、主に共同労働で行われた。とくに共用ココヤシ林でのココヤシの収穫作業は、村人全体で行われ、販売利益は参加者全員に均等に分配された。コプラ販売に関する作業において、他の村人を現金で雇用するようなことはなかった。

その他のココヤシ林については、コプラの販売作業を行った優先利用権保有者、もしくは優先利用権保有者の許しを得て、販売作業をした村人が利益を独占していたものの、ココヤシの実の採集、加工作業については、*vinari tokae*のなかで行われていた。他村に暮らすMグループのメンバーについても、帰村して共同労働に加わりつつ、自らが優先利用権を持つココヤシ林での収穫作業などについて、相互扶助を受けることができた。ココヤシ林の利用許可に際して、金銭のやり取りが行われることはなかった。

コプラ販売では、一部の村人のみが大きな利益を上げるようなことはなく、コプラ販売に関する作業は *vinari tokae* に支えられていた。各ココヤシ林の優先利用権については、Mグループのメンバーおよびその他の村人が保有していた。しかしながら、自家消費目的でのココヤシの実の採集については、ビチェ村居住者以外であっても自由に無償で行うことができた。さらに、コプラの販売に関する作業について、ビチェ村居住者のみでなく、他村のMグループメンバーも共同労働に加わっていた。Mグループという広いつながりで共同労働が行われ、*vinari tokae* を柱にしてコプラ販売が行われていたのである。

2.2.7. 燃材用樹木

1950年代まで、ビチェ村には調理小屋 (*vanua rejo*) および食事小屋 (*vanua ngongoani*) が1カ所しかなく、みなで収穫したものを持ち寄り一緒に食事をとっていた。村人は、煮炊きを薪 (*viana*) に頼っていた。

煮炊きの行われる調理小屋の周辺には、既婚者とその子どもなどが居住する母屋 (*vanua muchaani*) が5軒、未婚の男性のみが寝泊りする若者小屋 (*vanua babaere*) が1軒建てられていた(図 2-4)。

燃材用樹木は、把握できたもののみで52種におよんだ。火が付きやすく、火持ちも良い *ivupu* (学名不明) は、発煙も少ないため、燃材としてとくに重用されてきた樹木であった。その他に燃材として好まれていたのは、バンリュウガン、カロフィルム、ニューギニアヴィテックス、*bolava* (学名不明) などであった。

この他、ココヤシの幹や *ngejala* (学名不明)、オオバギ (*chobu*, *Macaranga tanarius*) のように、火持ちが悪いものの、火付きの良さから、重用されている樹木もあった。カナリウムナツツの核 (*chechero*) およびココヤシの核 (*sosogolo*) についても、火力を強める燃材として用いられていた。

燃材には、主に風倒木や枯死木、家屋の廃材、焼畑や休閒林の残存木や流木などが用いられており、2002 年時においても、主要な燃材は風倒木や家屋の廃材などであった(表 2-5)。

燃材は、村全体で行われてきた共同調理のなかで用いられる共同利用資源であった。1956 年には、ビルスが結婚し、3 人の子どもが生まれたことにもない新たに調理小屋を建て、ビチェ村の調理小屋は 2 軒となった。しかしながら、燃材用樹木は M 集団の成員利用権の対象資源として共同利用されていた。また、その他のビチェ村居住者についても、居住時成員利用権が認められ続けていた。

表2-5 世帯別燃材利用状況

世帯番号	樹種	燃材の状態
1	バンリュウガン	風倒木
2	カナリアノキ	風倒木
3	ココヤシ	風倒木
4	ニューギニアヴィテツクス、マレーフトモモ、natogo	焼畑の残存木
5	サガリバナ	家屋建築時に伐った木、家屋の廃材
7	カナリアノキ	枯死木
8	カナリアノキ	家屋建築時に伐った木
9	カナリアノキ	家屋建築時に伐った木
10	アニスラッグ	家屋の廃材
11	カナリアノキ	家屋建築時に伐った木
13	ビワモドキの一種	家屋の廃材
14	カナリアノキ	建材の残り
16	ココヤシ、カロフィルム、アニスラッグ	風倒木、家屋の廃材
17	サガリバナ	家屋建築時に伐った木
19	ココヤシ	風倒木
20	ngenjala	休閒林の残存木
22	natogo	焼畑の残存木

出所)聞き取り調査より作成した。

注)学名、和名がわからなかった樹種は、マロヴォ語名をローマ字で記した。

2002年の調査時に在村していなかった世帯番号6、18、23および調理小屋がなく、他の世帯から食事を供されていた世帯番号12、15、21、24を除く17世帯を対象に悉皆調査を行った。

2.2.8. 建築用樹木

ビチェ村の「伝統」的な家屋(vanua)は、約 1-2m の高床式であった。柱は、地中から梁までの通し柱で支えられ、サゴヤシ(*eveve*, *Metroxylon salomonense*)の葉で編まれた屋根と壁、木板が敷かれた床からなっていた(写真 2-19)。

母屋とは別に、調理小屋が建てられることもあったほか、さらに食事小屋や作業小屋(vanua taveteani)が併設されることもあった(写真 2-20)。

家屋の構造材にはそれぞれ名称があり、各部位ごとに好適樹種があった。

柱は、tiva (マロヴォ語で「立つ」の意)と呼ばれ、腐りにくいアニスラッグ (mavuana、*Securinega flexuosa*) が好んで用いられてきた。階段 (rogaroga) には硬木であるニューギニアヴィテックスが、たて枠 (barabara) や垂木 (orol)、端根太 (bera) や床根太 (kobukobu) には、曲がりに強く、しなやかさを持つ kureu (学名不明) や通直で狂いの少ないカロフィルムが好まれ、重用されていた。

1950年代には、製材品が部分的に用いられるようになり始めたが、主には鉋や鋸などで荒く挽かれた板が用いられていた⁴⁹。



写真2-19 ビチェ村の平均的な家屋
出所) ソロモン諸島ガトカエ島ビチェ村、2002年筆者撮影。



写真2-20 調理小屋とその右側に併設された
作業小屋
出所) ソロモン諸島ガトカエ島ビチェ村、2005年筆者撮影。

ビチェ村内の原生林および二次林であれば、特定樹木を除き、M 集団の成員は自由に伐ることができた。

特定樹木とは、キバナイヌジシヤ (naginagi、*Cordia subcordata*) やインドシタン (rigi、*Pterocarpus Indicus*)、コクタン (rihe、*Diospyros* sp.) などの木彫り細工の材料となる樹木 (以下、木彫り細工用樹木)、カヌーの材料として重用されるグメリナ、屋根や壁に用いられるサゴヤシである。

これらの樹種の幼木を見つけた場合は、カナリウムナツツと同様に誤って伐ることがないように両脇に柱が立てられたり、石囲いが作られていた。生育環境を整えるために周囲の木が伐り倒されることもあった。

成木については、近く利用する予定があり、また焼畑用地の拡大などの目的で伐倒される

⁴⁹ バトゥナ村では、1920年代に SDA が発電機とともに製材機を設置していた。そして、バトゥナ村周辺の森林で伐採したカロフィルムなどを製材品として加工し、他島へ販売するのみでなく、教会の関連施設や地域住民への製材品の供給もしくは販売を行っていた (Bennett, 2000 : 76)。

製材作業を手伝った村人は、できあがった製材品の 3 分の 1 を無料で手に入れることができた。ビチェ村では、1950年代にククーがバトゥナ村で手に入れた製材品を建材に用いたのが初めての利用事例であった。

可能性があった場合にのみ、幹にココヤシの葉を巻いたり、鉈で目印が付けられた(写真2-21)。この目印付けは、すぐに利用予定がある場合の準備行動であり、子孫に相続させていくような優先利用権の主張に結びつくものではなかった。



写真2-21 利用予定のサゴヤシに付けられた目印
出所)ソロモン諸島ガトカエ島ビチェ村、2004年筆者撮影。

1950年代以前から、子孫に相続していくことができる優先利用権の対象となっていた樹木の代表としては、ココヤシやカナリウムナッツが挙げられる。しかしながら、特定樹木のなかで、1950年代以前から、優先利用権の対象となっていたことが確認できたのは、サゴヤシのみであった。

その他の特定樹木に対する何らかの働きかけについては、M 団体の成員および居住者ら全体にとって、有用な樹木を守り、共同利用資源として管理していく、すなわち chakei していくための活動と認識されていた。

本来、chakei は働きかけを行った者が資源を優先的に利用することを意味するのではなく、資源を守り、みなで利用できる環境を整え、管理していることを意味していた。そして、ココヤシやカナリウムナッツなど一部の資源について、chakei していることが優先利用権の主張に結びつくようになっていったと考えられる。

サゴヤシについては、ビチェ村内には生育に適した低湿地がほとんどなく(図 2-13)、サゴヤシが稀少な資源となっていたことが、優先利用権の主張に結びついていった理由と考えられる。タンバカのンゴンゴアニ・ワフ(Ngongoani vahu、図 2-6)には、わずかながら湿地があり、村人は数本のサゴヤシを移植し、半栽培していた。

しかしながら、ある程度まとまった本数(数十本)のサゴヤシが生育している低湿地は、ビチェ村の居住域から最も近いものでも、徒歩で片道1時間ほどかかった。ビチェ村の人々にとってサゴヤシは、身近な場所に多くあるような資源ではなく、稀少な資源のひとつであったといえよう。